

1. 議事日程（令和8年第2回北広島町議会臨時会）

令和8年4月22日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第3号	専決処分の報告について (町営住宅明渡しと滞納使用料支払い訴訟の和解について)
日程第4	報告第4号	専決処分の報告について (町道歩行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第5	報告第5号	専決処分の報告について (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第6	報告第6号	専決処分の報告について (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町税条例等の一部を改正する条例)
日程第8	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第9	議案第39号	北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第40号	財産の無償譲渡について (中原老人集会所)

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 宮本裕之	3番 坂本伸次
4番 石坪隆雄	5番 佐々木正之	6番 伊藤淳
7番 中村忍	8番 沼田真路	9番 伊藤立真
10番 泉田暁彦	11番 敷本弘美	12番 湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 増田隆
芸北支所長 村竹明治	大朝支所長 福田透江	豊平支所長 上田久美子
総務課長 中川克也	財政政策課長 国吉孝治	まちづくり推進課長 田中淳之

税 務 課 長 浅 香 潤 観 町民生活課長 門 出 暁 子 建 設 課 長 藤 井 尚 志

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江

議会事務局専門員 大 内 由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、伊藤立真議員、10番、泉田議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日4月22日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第3、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第3号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお

願います。報告第3号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、北広島町営住宅の明渡し及び滞納使用料の支払いを求めた訴訟に関し、和解したことについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第3号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集4ページから6ページをお願いいたします。議案集5ページ、専決処分第4号のとおり、北広島町営住宅の明渡し及び滞納使用料の支払いを求めていた訴訟に関し、裁判所より和解の勧告があり、令和8年2月27日に裁判上の和解が成立したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年3月9日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方及び利害関係人の住所及び氏名並びに2の町営住宅名は記載のとおりです。3、和解内容の概要につきましては、（1）債務者は対象となる町営住宅を令和8年9月30日までに町へ明け渡すこととし、同日までの明渡しを猶予する。（2）債務者は、滞納使用料として合計、金24万3600円を以下のとおり町指定の口座へ振り込んで支払うこと。令和8年3月から同年8月まで、毎月末日限り4万円ずつ、同年9月30日限り3600円。（3）利害関係人は債務者が本和解に基づき負担する滞納使用料の支払い債務を連帯保証する。（4）債務者らが支払うべき滞納使用料の支払いを怠り、その額が8万円に達したときは当然に期限の利益を失い、直ちに滞納使用料の残額並びに期限の利益を失った日の翌日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金を一括して支払うとともに対象となる町営住宅を即時に明け渡すこと。（5）債務者は明渡しまでの期間、建物の使用損害金として令和8年3月31日までは月額3万1100円を、同年4月1日以降は月額3万2000円を町指定の口座へ振り込んで支払うことを確約し、利害関係人は債務者が本和解に基づき負担する使用損害金の支払い債務を連帯保証する。（6）債務者らが令和8年9月30日までに本和解に基づく全ての債務を完納した場合は、町は債務者と新たに当該住宅の賃貸借契約を締結するものとする。（7）町及び債務者らは、本件に関し、本和解条項以外に何ら債権債務がないことを相互に確認する。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第3号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第4号 専決処分の報告についてから

日程第6 報告第6号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第4号、専決処分の報告についてから、日程第6、報告第6号、専決処分の報告についてを議題とします。以上3件について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第4号から報告第6号につきまして一括して概要を説明します。議案集の7ページから11ページをお願いします。報告第4号、専決処分の報告についてから、報告第6号、専決処分の報告についてまで、いずれも地方自治法第180条第1項の規定によ

り、町道歩行、走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第4号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案集7ページ、8ページをお願いいたします。地方自治法第180条第1項の規定により議案集8ページ、専決処分第2号のとおり、町道歩行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和8年3月2日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和5年1月24日午後4時頃、大朝字下組5468番付近、町道中祖線を歩行中、除雪に伴い、側溝蓋の脱落した側溝に足を踏み外して転倒し、負傷したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として32万3720円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は32万3720円で、内訳は、治療費及び慰謝料でございます。続きまして、報告第5号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案集9ページ、10ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集10ページ、専決処分第3号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和8年3月7日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和8年1月22日午後2時15分頃、南方字武住2011番3付近、町道武住1号線を走行中、道路上のグレーチングを通過した際に車両底部を損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として18万3804円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は18万3804円で、内訳は車両底部の修繕費18万3804円の10割でございます。続きまして、報告第6号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案集11ページ、12ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集11ページ、専決処分第5号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和8年3月31日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和8年2月28日午前11時30分頃、都志見字堂光12668番363付近、町道都志見団地7号線を走行中、道路上のマンホールを通過した際に車両底部を損壊したものです。3、和解内容は、（1）町は、相手方に対し、損害賠償として23万9041円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は23万9041円で、内訳は車両底部の修繕費23万9041円の10割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。3番、坂本議員。

○3番（坂本伸次） 報告第4号、専決処分第2号についてですが、4番の専決処分のほうの損害

賠償額 3 2 万 3 7 2 0 円、この上記金額の内訳として治療費及び慰謝料とありますが、これの治療費が幾らで、また慰謝料がなぜ発生するのか、金額等を教えてください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） この金額の慰謝料と治療費のちょっと内訳、今手元に持っておりませんのでお答えができませんけども、慰謝料がなぜ発生するかということです。やはり道路の管理瑕疵という部分で、その部分で慰謝料が発生しております。治療費は実際に病院で治療にかかった費用の実費でございます。

○議長（湊俊文） 8 番、沼田議員。

○8 番（沼田真路） 8 番、沼田でございます。同様にこの案件につきまして、和解まで 3 年間かかっているということでございます。これについて 3 年間かかった理由、どのようなけがであったのか。そして、なぜもう少し早く和解ができなかったのか、その 2 点について伺います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） まず、先ほどの坂本議員のご質問に対して資料いただきましたので、お答えします。まず、慰謝料につきまして 2 7 万 5 2 0 0 円です。治療費に関しまして 4 万 1 3 4 0 円となっております。

○議長（湊俊文） 坂本議員、オーケーですか。建設課長。

○建設課長（藤井尚志） まず、3 年かかったということでございますけども、通院をされておりました。ということがあって、治療が終わらなかったのが最終的な示談ができなかったというのが大きな原因でありますけども、あとまた保険で補償ができる期間というものも期限がございますので、そこでこのたびやっと示談ができたということです。申し訳ございません、詳しいけがの状況の資料を持っておりませんので、今お答えすることができません。

○議長（湊俊文） 先ほどの一番最初の質問で、坂本議員、答弁の再質問。

○3 番（坂本伸次） 先ほどの質問で、慰謝料のほう 2 7 万 5 2 0 0 円とお聞きしました。これ、恐らく広島県の市町村総合事務組合のほうに入られてる保険、保険というか損害賠償のほうだと思うんですけど、これ基準とかどういったふうになってるんですか。分かればの話ですけど。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 基準については分かりませんが、慰謝料の算定としては、4 3 0 0 円掛ける 3 2 日間掛ける 2 ということで計算されております。

○議長（湊俊文） 沼田議員の答弁できますか。建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 負傷の内容でございますけども、むち打ちということで、ふるさと病院と千代田中央病院のほうにそれぞれ 3 0 日と 2 日間通っておられます。

○議長（湊俊文） ほかに、6 番、伊藤淳議員。

○6 番（伊藤淳） 6 番、伊藤淳です。慰謝料が発生理由が道路の管理義務ということだったんですけども、教えてください。歩行だったら管理義務が発生して、車で事故をした場合は慰謝料が発生しないのか、この発生理由が歩行だったら発生した理由、ここを教えてください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 今回負傷された事故ということで、歩行だからというふうな理由で慰謝料が発生しているというふうには理解しておりませんが、車の事故で負傷された場合も発生するのではないかと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質問ありますか。9番、伊藤立真議員。

○9番（伊藤立真） 9番、伊藤立真です。専決の3号、グレーチングの通過と、もう1個、マンホールですね。これ普通通過しただけでは接触しないと思うんですね。これ冬の時期なので、こういった状況でこういった事態が起きたのかをまずちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） まず、グレーチングのほうにつきましては、受け台のほうに問題があって踏んだら跳ね上がるという状況になっていたということで、通常健全であれば跳ね上がりませんけれども、そこが跳ね上がる条件になっていたということで今回の賠償ということになっております。それとマンホールにつきましては団地内の町道の中にあるマンホールなのでございますけれども、実際これは当時のことを確認をさせていただきましたが、開発でつくった道路を町道に移管をされたときに、下水道施設そのものは町のほうにいただけていないということで、マンホールそのものとかそういうものについての管理についてはまだ不動産会社であり、団地に、どういう形で所有されとるかというのは把握しておりませんが、そちら側にあるのかなというところもあるんですが、一応道路の管理ということで保険対応をしていただいたところ、保険のほうで対応できるということでありましたので、今回損害賠償させていただいているということでございます。南方の案件につきましては、現在健全な状態になっております。団地内のマンホールにつきましては、先ほど申し上げたような事情もあって、今のところ道路の利用に支障がないということもありまして、通行止めという形を今取らせていただいております。

○議長（湊俊文） 4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。関連になるとは思いますけれども、町道走行中の事故、これ毎年何件か出てくると思うんですけども、それに対する対策、この辺のところはどのように行われているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 今回はグレーチングとマンホールとかいう、あまりないケースではあったんですけども、一番多いのはやはりポットホールが原因でタイヤがパンクするとか、ホイールが破損するとかいうことが多いんですけども、それにつきましては、通常連絡があったら、すぐに穴を埋めるとかそういう対応を取らせてもらっております。ただ、芸北とか豊平のエリアにはなかなか千代田にあるような事案なかったりとかいうこともありましたので、対応が遅れておりましたけれども、今年度新たに維持班を創設をさせていただいておりますので、豊平、芸北エリアについてもそういう修繕を展開していった事故防止に努めていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第4号、専決処分の報告について、報告第5号、専決処分の報告について及び報告第6号、専決処分の報告についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。  
本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第3号につきまして概要を説明します。議案集の13ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（浅香潤観） 承認第3号、北広島町税条例の一部を改正する条例につきまして、税務課からお配りしております資料により説明させていただきます。議案集は14ページからです。今回の条例改正は、令和8年3月31日可決、公布されました地方税法等の一部を改正する法律に基づく改正でございます。令和8年度における地方税制改正については、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正の大綱に沿って、地方税に関する所要の改正がされております。今回の条例改正につきまして、関係税目ごとに主な内容を記載し、条例と概要を表にまとめております。表の左側の数字は、説明用の番号であり、改正内容とは関係ございません。右側の数字は、議案集のページを示しておりますが、関係税目ごとにまとめておりますので、ページが一部前後しますことをご了承ください。それでは主な改正点についてご説明いたします。町民税関係の改正です。（1）主として税制改正に伴う条項、語句の整理。医療費控除の特例期間の延長、住宅借入金等特別税額控除の期間延長、その他条項ずれに伴う整理となっており、施行期日も令和8年4月1日にとどまらず、期間が異なるものにつきましては、（1）町税に関する改正の表中、条例項目に記載しております。2番目、固定資産税関係の改正でございます。固定資産税の免税点につきまして、家屋に関して20万円を30万円に、償却資産にあつては150万円を180万円に満たない場合にそれぞれ改正されています。その他条項等のずれに伴う整理となっております。次に3、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正でございます。主として環境性能割の廃止に伴う規定の削除、種別割を軽自動車税に改正する改正となっております。また、環境性能割の廃止に伴い、平成26年税条例の一部改正を第2条で行っております。改正の内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。確認ですけれども、今回の税制改正、令和9年、令和10年、もしくは改正した法律の令和8年法律第何号になったかによって施行の日の属する年の翌々年の1月1日ということで、まず現在の令和8年度の当初予算における税収の変更というのはないのかどうかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（浅香潤観） 税収の変更でございますけれども、ただいまから課税をさせていただきますので、主な内容については個人の所得その他によりますので、必ずしも増減があるということにつきましてはただいま資料ございませんので、回答はちょっとできません。

○議長（湊俊文） 6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 今回の令和8年度4月以降の改正でいくと、多分特定暗号資産に関する課税が

大きなもの、あとは短期譲渡所得等の部分の特例であるのかなって、ちょっとまだ資料分かりにくいところがあるんですけども、当初予算の税収において関わる部分というのはどちらになるでしょうか。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（浅香潤観） 関わる部分につきましては、主には先ほどの軽自動車税の環境性能割、これの廃止に伴う部分が主でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） たしか当初予算に関しては、この環境性能割の部分はお聞きしてたのでなかったんですが、ほかにというのは、先ほど言われたように特定暗号資産が関わるのかなと思ったんですけども、それはどうなのでしょう。3回目なのでこれで最後にはいたしますが、特定暗号資産の部分は、今回令和8年度の当初予算の税収に関わる変更なのかどうかをちょっと確認させてください。令和8年度の当初予算の税収が変わるのかどうかという趣旨の上で、令和8年度施行の部分において、こういった項目がこの中において、どの項目が北広島町の税収において関わりそうなところなのかというところをお聞きしたかったんです。計算しないと分からないというのはあったんですけども、令和8年度当初予算で変わるのかな変わらないのかなと思った際に、この中で所要の整備等々があると、この中身を見ても計算がちょっと分からなくて、そうすると、計算が分からないとどこがメインで関わってくところなのかな、変わるポイントはどこなのかなというのは整理できなかったんです。詳しくさらに言ったほうがよろしいでしょうかね。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 当初予算との絡みということなので、ちょっと財政政策課のほうから説明させていただければと思います。私も内容の詳細については存じ上げてないんですけども、当初予算を計上する考え方として、細かい資料の積み上げっていうのはあるんですけど、それは当初予算の段階、ですからこのルールが変わる前の段階の見込みというところで立てております。当然執行していく中で、執行見込みというのは当然変わってまいります。それは調定という作業を行った上で、最終的に入る額というのを見込んでいくんですけども、最終的には決算までに補正予算というのは当然税の場合は可能性としてはあるということで、当初予算を変更しなければならないという考え方ではなくて、状況に応じて補正予算で対応していくというふうにご認識いただければと思います。

○議長（湊俊文） ほかに。4番、石坪議員。

○4番（石坪隆雄） 4番、石坪でございます。第63条の固定資産税の免税点についてお伺いをしたいと思いますけれども、令和8年度の当初予算では昨年の固定資産税の比率で言いますと2.6%の増、そして金額で言いますと、4854万4000円の増というふうに認識をしておりますけれども、今回の固定資産税の免税点については、令和9年度以降に固定資産税の適用がなるというふうに認識を私しておりますけれども、家屋が、先ほどありましたように20万円から30万円、それから固定資産税については150万円から180万円ということでございますけれども、この辺のところの影響、そして数字が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（浅香潤観） 議員おっしゃられたように、これからの課税に係るものでございますので、影響につきましては、先ほどもありましたけれども、計算してみないと分からない部分あ



りますので今はちょっとお答えができません。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（湊俊文） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは承認第4号につきまして概要を説明いたします。議案集の67ページをお願いします。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（浅香潤観） 承認第4号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、税務課からお配りしております資料により説明させていただきます。議案集は68ページからです。今回の条例改正は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援納付金課税額の賦課に係る規定を新たに追加すること並びに令和8年3月31日に可決、公布されました地方税法の一部を改正する法律に基づく課税限度額及び軽減判定所得等の改正でございます。子ども・子育て支援金制度は、令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略に基づき、少子化対策及び子ども・子育て政策の強化のために設けられた新制度です。この制度を盛り込んだ法律は、令和6年6月12日に改正子ども・子育て支援法として成立しており、令和8年度から支援金として医療保険と併せて徴収されるものでございます。今回の条例改正につきまして、概要を表にまとめております。承認第4号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。1、子ども・子育て支援金制度創設に伴う規定。（1）税率・税額等中、右の列、子ども・子育て支援納付金課税額の表のとおりとなります。（2）国民健康保険税の減額につきまして、子ども・子育て支援納付金課税額の7割軽減、5割軽減、2割軽減の各減額額となり、減額がない場合は軽減なしの額となります。（3）子どもに係る均等割の減額につきまして、その5割を公費により減額する制度におきまして、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額に合わせて、子ども・子育て支援納付金課税額についての未就学児減額分について規定するものです。次に、2、課税限度額、軽減判定所得の改正についてでございます。被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、令和8年度税制改正の大綱におきまして、国民健康保険税の課税限度額の引上げと、軽減措置における所得判定基準を改正することとされました。（1）課税限度

額の見直しの表のとおり、基礎課税額は66万円から67万円に改正、子ども・子育て支援金課税額3万円分が新たに追加されました。(2) 軽減判定所得の見直し部分におきまして、5割軽減での判定所得の基礎課税額43万円の課税額が30万5000円から31万円に、2割軽減での判定所得の基礎課税額43万円の課税額が56万円から57万円にそれぞれ改正されます。そのほか、出産被保険者の産前産後の産後期間のうち、子ども・子育て支援納付金課税額の減額等につきましても規定されます。改正の内容は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第39号 北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第9、議案第39号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第39号につきまして概要を説明します。議案集の90ページをお願いします。議案第39号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町老人集会所中原老人集会所を中原自治会へ無償譲渡することに伴い、条例の一部を改正することについて、町議会に提案するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 議案第39号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例につきまして、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集90ページをお願いします。豊平地域の老人集会所の一つであります中原老人集会所につきまして、中原自治会へ無償譲渡するに当たり、北広島町老人集会所等設置及び管理条例第2条に規定する別表から当該施設を削除することを提案させていただくものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。議案40号にも関わる部分ですが、ちょっと先に39号で確認させてください。こちらの建物の底地はどなたのものなのかどうか。加えて財産譲渡調書40号に関する説明資料で、今後のスケジュールは令和8年3月に新築工事であるんですが、これは多分表記間違い、令和9年3月なのかなというところで、こちらを確認したい、2点があります。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 建て替えを予定しております底地については町有地ということになっております。後段でありました、お配りしております資料の調書、スケジュールのところ令和8年と書いておりますが、失礼いたしました。9年の誤りでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第39号、北広島町老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第40号 財産の無償譲渡について

○議長（湊俊文） 日程第10、議案第40号、財産の無償譲渡についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第40号につきまして概要を説明します。議案集の92ページをお願いします。議案第40号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、地域における活動拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田中淳之） 議案第40号、財産の無償譲渡についてまちづくり推進課からご説明いたします。議案集92ページをお願いします。1、財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町中原677番地1。種別、建物。名称、中原老人集会所。延べ床面積、178.86平方メートル。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町中原591番地、中原自治会会長、社武次。中原老人集会所は昭和46年度に建設され、現在中原自治会に指定管理者として管理運営していただいているものです。本施設については地元自治会との協議が調ったことを受け、町補助金を活用した施設の整備を行い、地域における活動拠点として有効に利活用していただくことを目的に財産の無償譲渡を提案させていただくものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。町有地なので問題ないと思うんですけども、税金等が発生しないかどうかの確認と、もう1点が集会所を譲渡する場合、維持管理費も算段をつけてお渡しするというようなところがありましたので、こちらのほうの維持管理費の算段はどのようにお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（田中淳之） 税金に係る部分につきましては、事務手続を行いまして減免という措置になろうかと思えます。続きまして、維持管理費のところでございますが、こちらは現在地元と協議をさせていただきまして、経常経費に係るものを積算しまして、額を決定して、そのものについて形的には屋根貸しというような形になろうかとは思いますが、お支払いをしていくというような方法を取ろうと考えております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- 6番（伊藤淳） 計算されたのであれば大丈夫だと思うんですが、その屋根貸しの金額も維持管理費に相当するものということで、再度確認をさせてください。
- 議長（湊俊文） まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（田中淳之） 先ほどの説明少し足らなかったところもあるかと思えますが、この維持管理費というところにつきましては、もちろん光熱水費もありましょうし、建物に関するところの保険料等もあるかと思えます。その辺のところを自治会の方とまちづくり推進課と調整をさせていただきまして、この額でどうだろうかというようなところでただいま調整しているところでございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第40号、財産の無償譲渡についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第40号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部議了いたしました。会議を閉じます。これで令和8年第2回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 54分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~